

法政大学海外留学ファースト・チャレンジ奨励金給付規程

規定第1341号

(目的)

第1条 法政大学（以下、「本学」という。）は、学生の入学後早期からの海外留学・海外研修活動への参加を奨励し、その後の更なる国際交流活動を動機づけることを目的に、法政大学海外留学ファースト・チャレンジ奨励金（以下「本奨励金」という。）給付制度を設ける。

2 本奨励金の給付対象活動は、学生が主体的かつ柔軟に自身の学修計画を立てることを促すため、学外機関が主催・提供する海外留学・海外研修プログラム（以下、「外部海外留学」という。）とする。

(資金及び運用期間)

第2条 本奨励金は、リーディング・ユニバーシティ法政募金のうち国際化サポートを使途として指定された寄付金収入を当初の財源とし、2021年度から10年間の運用とする。

(給付額)

第3条 本奨励金の給付額は、50,000円とする。ただし、外部海外留学参加費用及び旅費（宿泊費・航空運賃・保険料等）に係る実費総額が50,000円を下回る場合は、実費相当額を上限として給付する。

2 本奨励金は、第12条に定める場合を除き、返還を要しないものとする。

(採用人数)

第4条 本奨励金の給付人数は、各年度40名程度とする。ただし、第2条で定める資金の範囲内とし、当該年度の予算の範囲内とする。

(給付時期)

第5条 本奨励金は、外部海外留学の修了後に所定の手続きを経て学生に給付する。

(資格)

第6条 本奨励金に出願できる者は、学部1年次又は2年次在籍時（通信教育部生、科目等履修生は除く。）に、当該年度の夏季、冬季及び春季休業期間中に実施される外部海外留学（オンライン形式のものを含む）のうち、研修期間が10日間以上かつ研修時間が合計30時間以上を満たすものに参加し、修了した学生とする。ただし、次の各号に該当する外部海外留学の参加・修了者は除く。

- (1) 別に奨学金が給付されるもの
- (2) 観光を主目的としたもの
- (3) クラブ・サークル・ゼミ活動の一環としてのもの
- (4) その他グローバル教育センターにおいて不適当と認められたもの

2 本奨励金の受給は各年度中1回限りとする。

3 併給・返還等に関する基準は別に定める。

(申請手続)

第7条 本奨励金に出願する者は、外部海外留学の開始前及び修了後に所定の書類をグローバル教育センターに提出しなければならない。

2 手続きの詳細については、出願要項等において別に定める。

(審査及び決定)

第8条 本奨励金の給付を受ける者（以下「奨励生」という。）は、グローバル教育センター長が審査を行い、職務権限規程に基づき決定する。

(期間)

第9条 奨励生の採用期間は、採用年度限りとする。

(届出)

第10条 奨励生は提出した書類の内容に変更が生じた場合には、直ちに届け出なければならない。

(辞退)

第11条 奨励生は、本奨励金の辞退を申し出ることができる。

(取消)

第12条 奨励生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、グローバル教育センター長の承認を経て、職務権限規程に基づきその資格を取り消すことができる。

- (1) 提出した書類の内容に虚偽があったとき
- (2) 外部海外留学参加年度に退学又は除籍されたとき。
- (3) 本奨励金を必要としない事由が生じたとき
- (4) その他奨励生として適当でないと認められたとき

(返還請求)

第13条 本学は前条の定めるところにより奨励生の資格を取り消した者に対し、給付した本奨励金の返還を求めることができる。

(所管)

第14条 本奨励金に関する事務はグローバル教育センター事務部が行う。

(改廃)

第15条 本規程の改廃は、グローバル教育センターア会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付則

1 本規程は、2021年1月18日から施行する。